

平成 20 年 8 月 22 日

お客様各位

埼玉ガス株式会社

### 内管工事費の誤り請求について

弊社は、ガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款の定めによらずに内管工事費を受領していた事実が判明し、平成 20 年 8 月 11 日、関東経済産業局長から厳重注意を受けるとともに、直ちに是正措置を講じ、再発防止策を策定するよう指示を受けました。弊社では、このたびの事態を厳粛に受け止め、本来受領すべき金額を上回つて請求していた当該物件ご所有のお客様にはご返金させていただきます。

このたびのこととは、お客様にご負担いただくお客様敷地内の内管工事費の算定に当たり、本来ならば弊社の定める内管工事費見積単価表に従い、正確に計算して請求すべきところ、供給約款の規定に対する認識の甘さから、工事費を不適切（過小または過大）に請求していた事例が生じたものです。

弊社といたしましては、今回の誤り請求を極めて重大なことと受け止めており、お客様に多大なご迷惑をお掛けしたことを心からお詫び申し上げます。

ご返金の対象となることが判明したお客様には、本日以降、個別に連絡をとり、このたびの事情をご説明しお詫び申し上げ、返金手続を行ってまいります。また、過小請求のお客様に対しましては、既に一定の期間が過ぎておりますので、改めてのご請求はいたしません。

重ねて、お客様に多大なご迷惑をお掛けしたことを心からお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことが起きないよう再発防止に取り組んでまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

〈本件についてのお問い合わせ先〉  
埼玉ガス株式会社  
担当：供給部・根岸(滋)、松葉  
TEL：048-571-1335(代表)